

青森県公立中学校における 部活動の地域展開推進計画

〔第2版〕

(案)

青森県教育委員会

令和8年 月 日

は じ め に

部活動は、学校教育の一環としてスポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が責任者（顧問）の指導の下、自主的・自発的に活動するものであり、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場としての部活動は、教育的意義が大きい活動となっています。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、教員の働き方の観点からも、専門性等にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなると考えられます。

令和5年度から令和7年度までの「改革推進期間」が終了することを受け、文部科学省は、令和7年12月に「部活動改革及び新たな地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支え、より豊かで幅広い活動を可能とする改革の理念等を的確に表現するため、「地域移行」から「地域展開」へ名称を変更しています。また、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進していくこととしています。

本県においても、少子化に伴う部活動数や加入生徒数の減少が進んでおり、今後もさらなる少子化の進行が見込まれていることから、全ての生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境を整えるとともに、休日の部活動の在り方を見直すことで、生徒がそれぞれの希望に応じて多様な活動を選択し、取り組むことができる環境を整えることが必要です。

青森県教育委員会では、これらの国の動向や県内各市町村の取組状況等を踏まえ、改革実行期間における持続可能なスポーツ・文化芸術活動の振興と生徒の自主的・自発的な活動の充実を図るため、これまでの推進計画を見直し、「青森県公立中学校における部活動の地域展開推進計画」〔第2版〕に改訂しました。本計画に基づき、各市町村教育委員会との連携を図りながら地域展開の実現に向けた取組を進めて参りますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いします。

令和8年8月

青森県教育委員会
教育長 風張 知子

目次

1	部活動の意義や課題	P	1
(1)	部活動の意義	P	1
(2)	部活動の位置付け	P	1
(3)	部活動に係る課題	P	1
2	部活動の課題に対する国の動向等	P	2
(1)	国の動向	P	2
(2)	部活動改革の基本的な考え方と方向性	P	2
(3)	地域クラブ活動の在り方及び認定制度	P	3
(4)	地域展開の円滑な推進に当たっての対応	P	4
3	青森県における部活動の状況	P	6
(1)	生徒数の推移	P	6
(2)	運動部活動の状況	P	7
(3)	文化部活動の状況	P	9
(4)	地域展開に向けた取組状況と地域クラブの状況	P	11
4	青森県における部活動の地域展開の必要性	P	12
5	休日の部活動の地域展開に係る青森県教育委員会のこれまでの取組	P	12
6	青森県における部活動の地域展開に係る今後の取組等	P	13
(1)	基本的な考え方	P	13
(2)	部活動の地域展開に向けた対応	P	13
(3)	取組スケジュール	P	16
7	その他（想定される課題と対応策について）	P	17
8	参考資料等	P	19

1 部活動の意義や課題

(1) 部活動の意義

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっている。

更に、部活動は、生徒、保護者及び地域が学校への信頼感を高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

(2) 部活動の位置付け

- ① 中学校学習指導要領（平成 29 年 7 月）に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と示されている。
- ② 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるようにする必要がある。
- ③ 中央教育審議会答申（平成 31 年 1 月）では「部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなる。」と示されている。
- ④ 地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、学習指導要領解説総則編及び保健体育編の一部において、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等、学校関係者を含めた共通理解の促進を図るため改訂（令和 6 年 12 月）された。

(3) 部活動に係る課題

少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

このことから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

2 部活動の課題に対する国の動向等

(1) 国の動向

- ① スポーツ庁及び文化庁では、令和2年9月1日付けの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、地域部活動を推進するための実践研究を実施することを各都道府県等へ通知した。
- ② 令和4年6月及び8月、スポーツ庁及び文化庁が設置した検討会議（有識者会議）から、少子化の中でも将来にわたり、我が国のこどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するための方策として、部活動の地域移行に関する提言が示された。これを踏まえ、スポーツ庁及び文化庁は、部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、各都道府県等へ通知した。
- ③ 令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめや、令和7年6月からの「部活動の地域展開と地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論等を踏まえ、文部科学省は令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、各都道府県等へ通知した。

(2) 部活動改革の基本的な考え方と方向性

① 改革の理念

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。

また、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要である。

更に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。

② 改革期間及び取組方針

ア 改革期間

令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定する。令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とし、前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施する。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

イ 取組方針

【休日】

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

※ 地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。

※ 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する。

※ 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進する。

【平日】

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施する。

※ 前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進する。

（３）地域クラブ活動の在り方及び認定制度

① 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。

また、地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要である。

② 地域クラブ活動に関する認定制度

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム等との区別や質の担保等の観点から、ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。

認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称し、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

〔認定制度の概要（認定要件・認定手続等）〕

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※ 円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和８年度末まで）。

※ 市区町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

【認定手続等】

- ・ 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市区町村等に提出。市区町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- ・ 認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定。
- ・ 市区町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

（４）地域展開の円滑な推進に当たっての対応

○ 推進体制の整備

ア 地方公共団体における体制整備

地方公共団体において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことや地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要である。

また、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

イ 都道府県・市区町村等の役割分担

都道府県は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村に対するきめ細かな支援を行う。また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。

市区町村等は、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行う。特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に行う。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有する。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る。

また、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。

エ 関係団体等・大学・民間企業との連携

地方公共団体が幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重

要である。

オ 障がいのある生徒の活動機会の確保

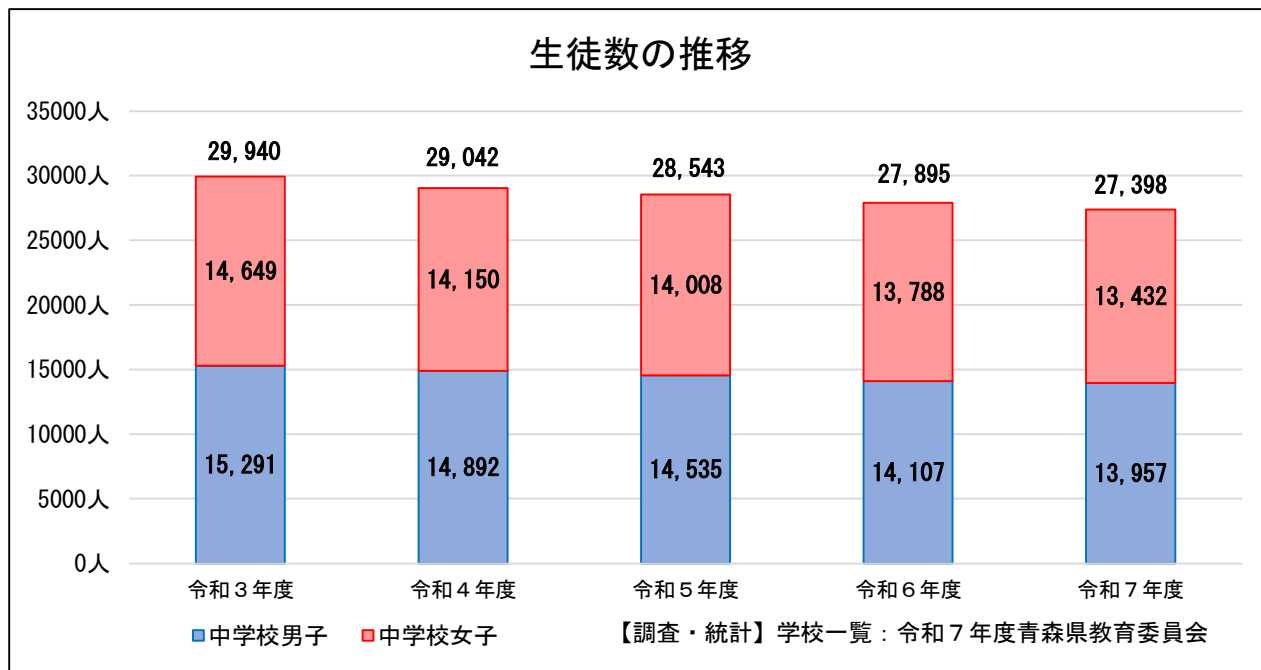
障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要である。

また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいのある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要である。

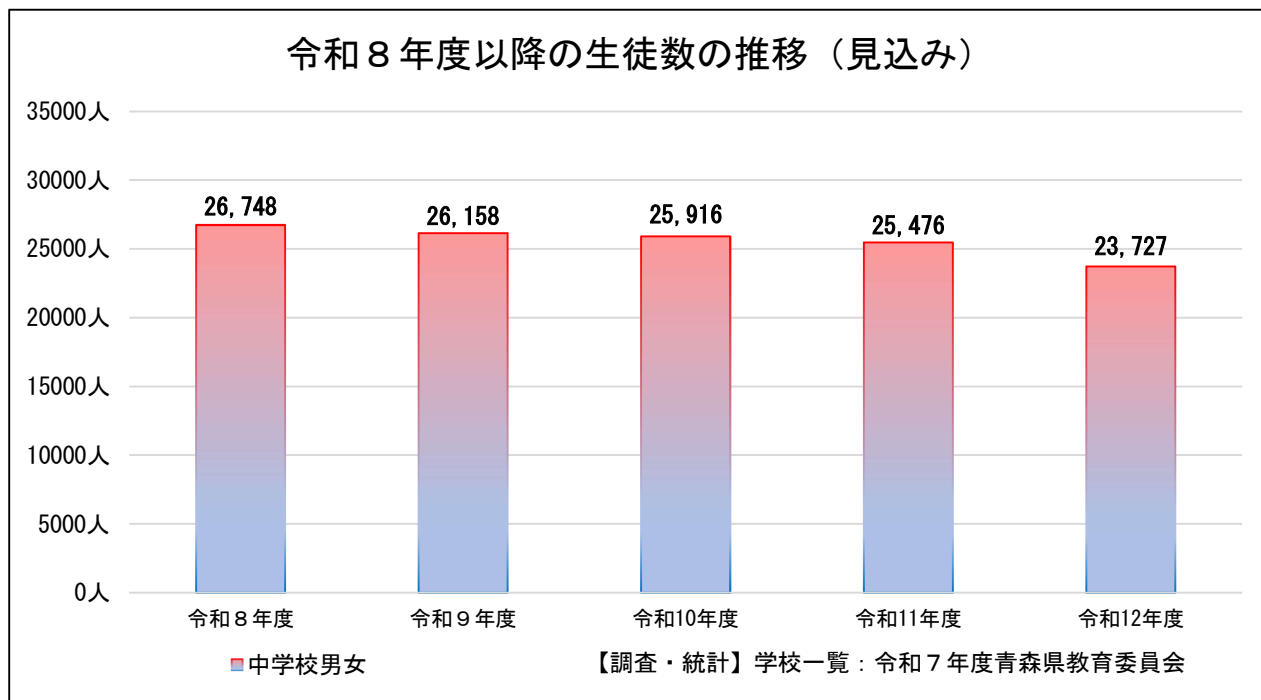
3 青森県における部活動の状況

(1) 生徒数の推移

県内の中学校の生徒数（1～3学年）は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、男子1,334人（約8.7%）、女子1,217人（約8.3%）、合計2,551人（約8.5%）の減少となっており、本県においても少子化が進んでいる状況となっている。



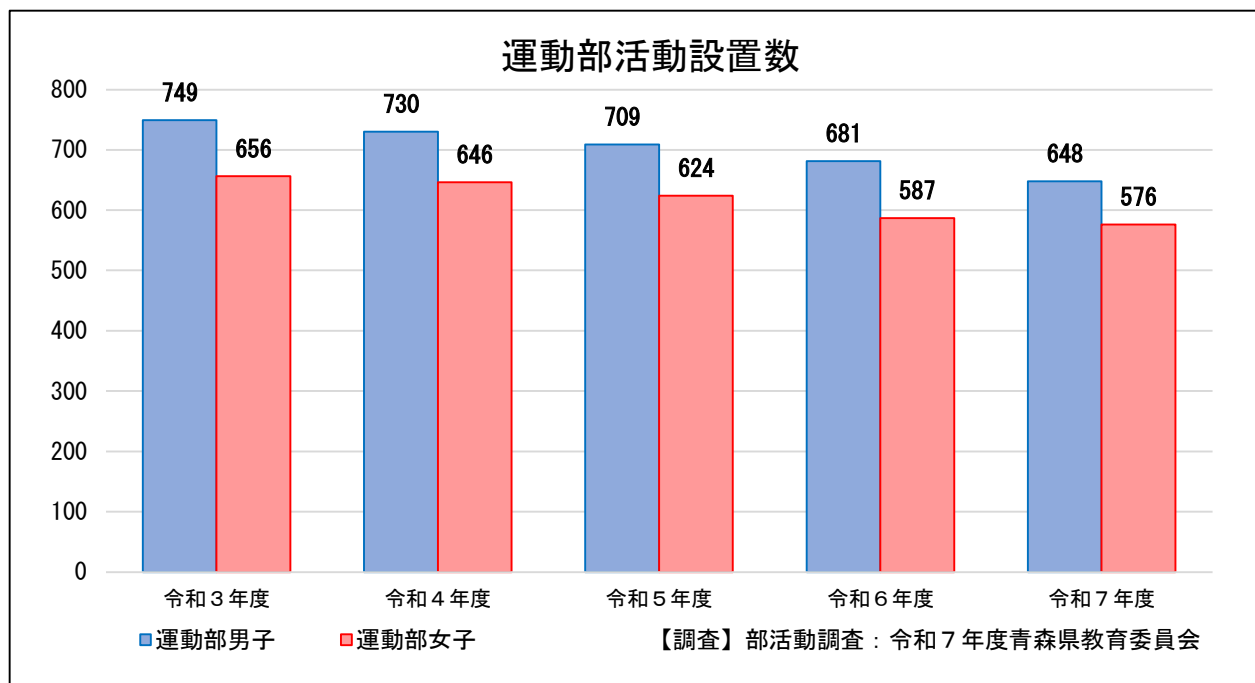
また、令和7年度の小・中学校の各学年の児童生徒数を基に令和8年度以降の中学校の生徒数を試算すると、次表のとおり令和8年度から令和12年度までの5年間で、更に合計3,021人（約11.3%）減少すると予想される。



(2) 運動部活動の状況

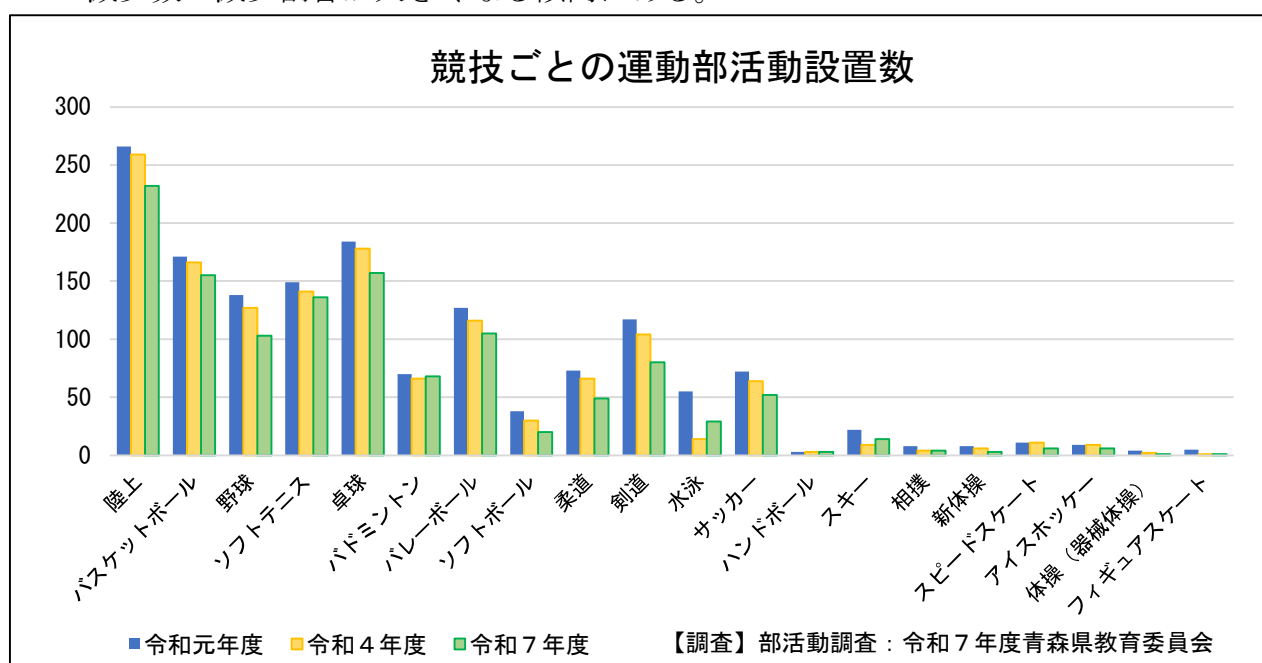
① 運動部活動設置数

運動部活動設置数は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、男子101部活動（13.5%）、女子80部活動（12.2%）、合計181部活動（12.9%）の減少となっている。



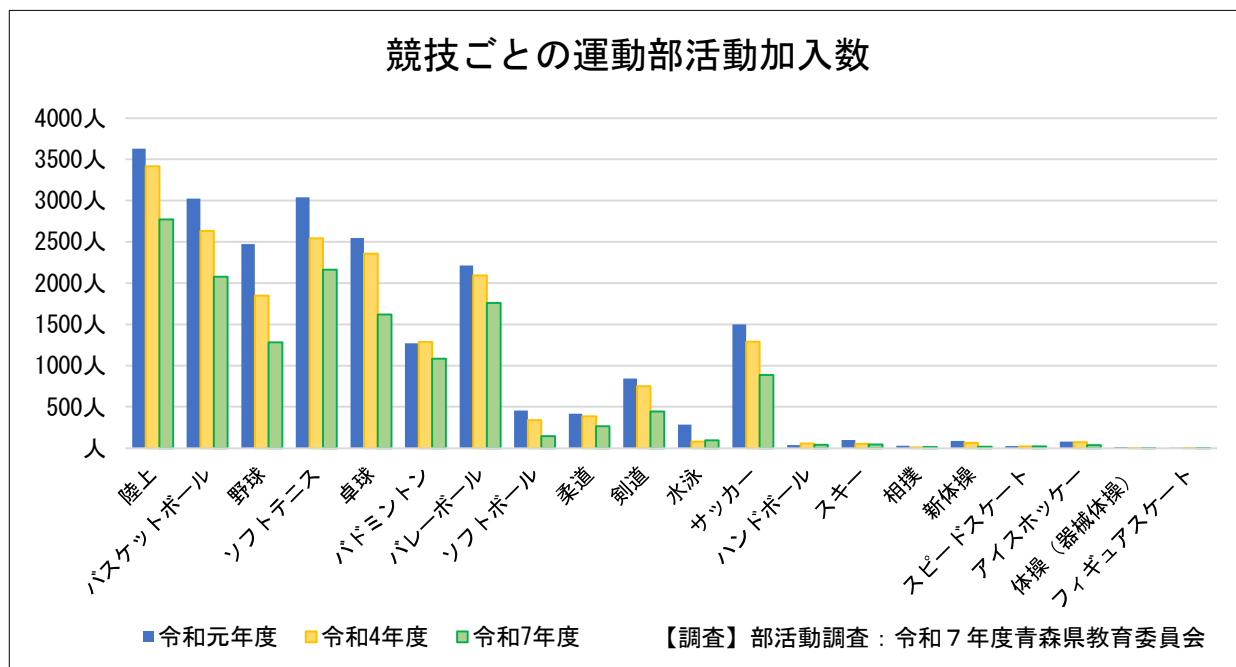
② 競技ごとの運動部活動設置数

競技ごとの運動部活動の設置数は、令和元年度から令和7年度にかけても全体的に減少傾向が続いている。例えば、野球（35部・25.4%減）、バレーボール（22部・17.3%減）、ソフトボール（18部・47.4%減）、サッカー（20部・27.8%減）、ソフトテニス（13部・8.7%減）、卓球（27部・14.7%減）となるなど、団体競技の減少数・減少割合が大きくなる傾向にある。



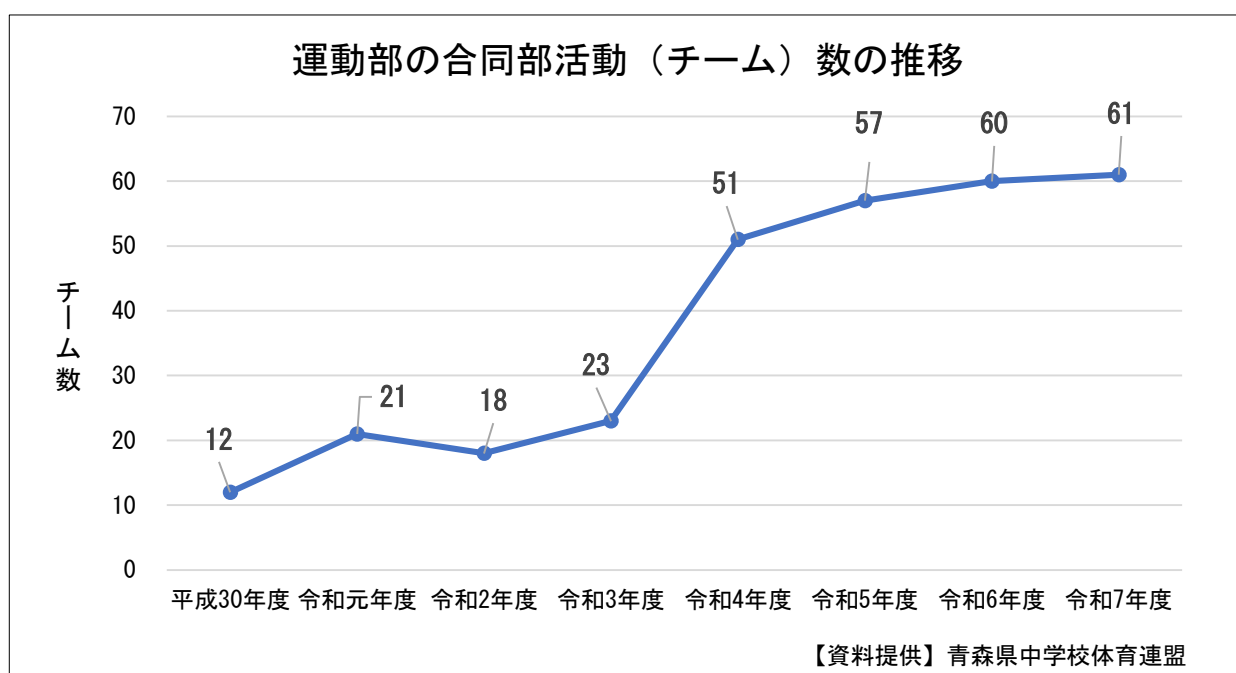
③ 運動部活動に加入する生徒数

運動部活動に加入している生徒数は、令和元年度から令和7年度にかけても全体的に減少傾向が続いている。例えば、野球（1,193人・48.2%減）、バスケットボール（946人・31.3%減）、ソフトボール（310人・68%減）、サッカー（615人・41%減）、ソフトテニス（877人・28.8%減）、卓球（926人・36.4%減）となるなど、団体競技の減少数・減少割合が大きくなる傾向にある。



④ 運動部の合同部活動数の推移

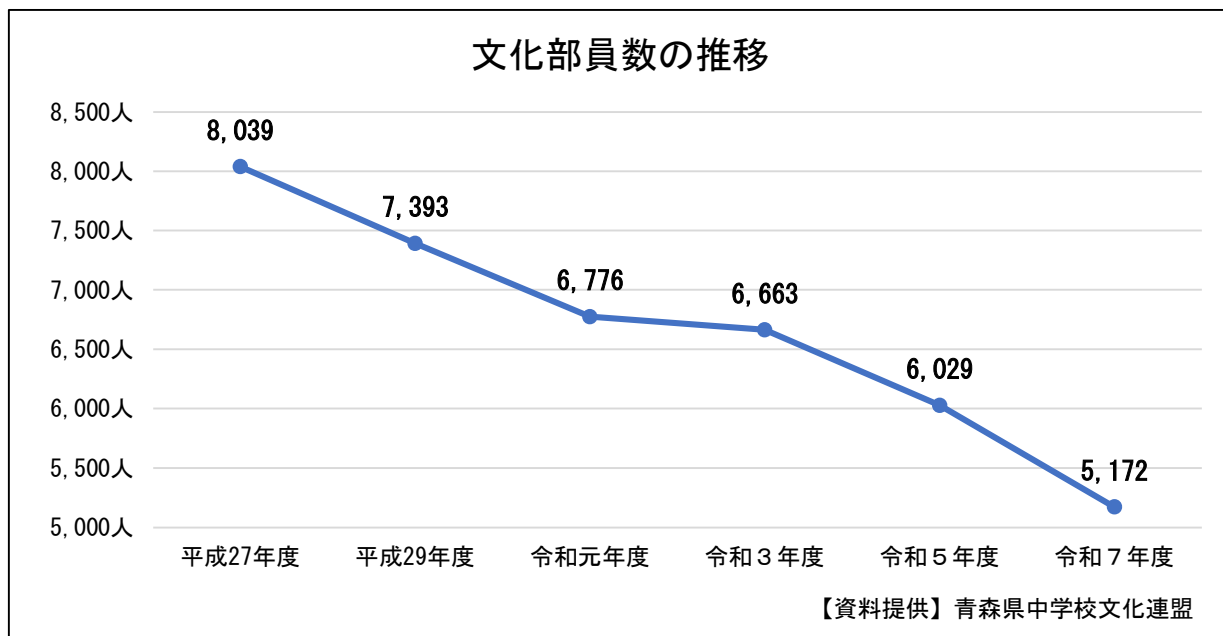
団体競技について、単独校で大会に出場することが困難な部活動が増えており、複数校による合同部活動として活動しているチームが、平成30年度の12チームから、令和7年度61チームへと増加している。



(3) 文化部活動の状況

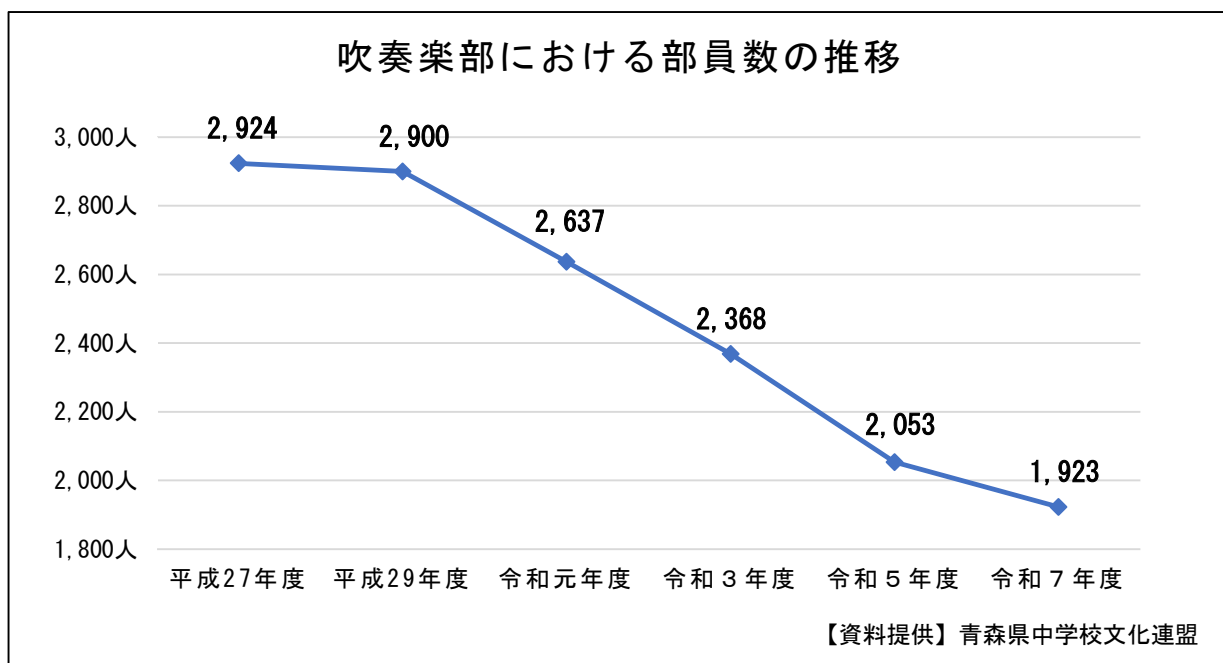
① 文化部活動に参加する生徒数

文化部活動に参加している生徒数は、平成 27 年度の 8,039 人から令和 7 年度の 5,172 人まで一貫して減少している。10 年間で約 36%減少し、特に令和 3 年度以降の落ち込みが顕著である。この急激な規模縮小は少子化の要因が大きく、学校単位による文化部活動の維持が困難になってきている現状を示唆している。



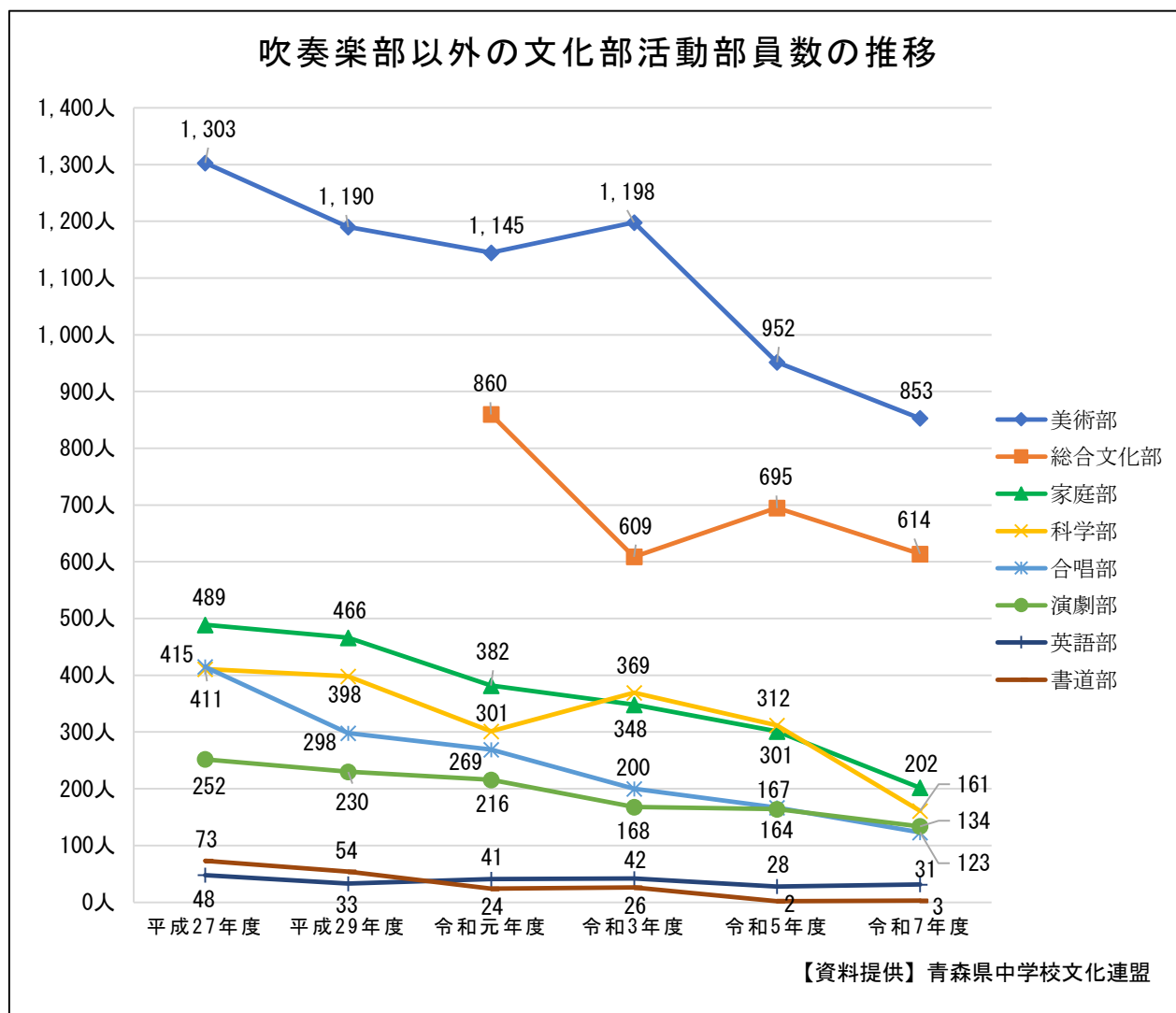
② 吹奏楽部の状況

吹奏楽部の部員数は、平成 27 年度の 2,924 人から令和 7 年度には 1,923 人まで一貫して減少している。この期間に部員数は 1,000 人以上減少しており、3 分の 2 まで縮小した。継続的な人数減少は、単独校での活動維持や編成の確保を困難にする要因となっており、大編成での演奏活動を希望する吹奏楽部にとって深刻な課題となっている。



③ 吹奏楽部以外の文化部活動の状況

吹奏楽部以外の文化部においても、多くの部活動で減少が続いている。美術部は依然として文化部活動では中核的な規模を維持しているが、家庭部や科学部は令和7年度には平成27年度の半数以下まで縮小した。部活動の指導・運営体制を維持するために複数部を統合して設置されている総合文化部は、令和7年度に614人と一定の規模を確保しているが、書道部が3人まで激減するなど専門部活動は存続の危機にあり、活動の集約化が進む現状が浮き彫りとなっている。



(4) 地域展開に向けた取組状況と地域クラブの状況

① 検討委員会の設置と推進計画の策定状況

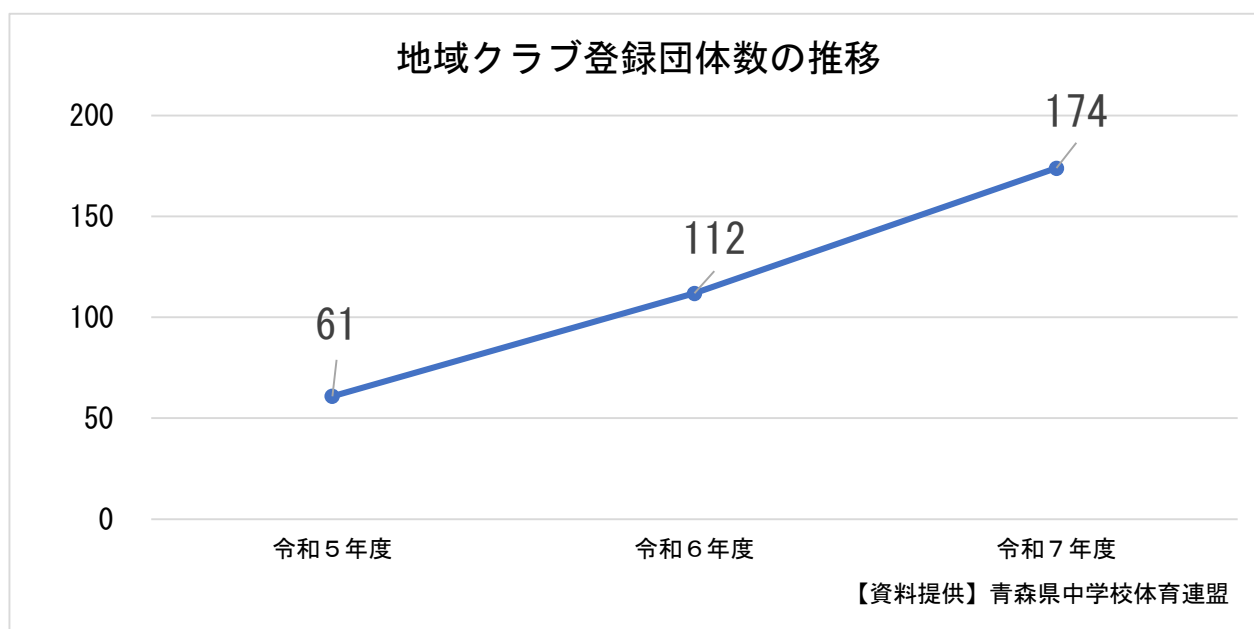
市町村及び学校は、従前のガイドラインや県が策定した改定前の推進計画を踏まえ、学校の管理運営を担う担当部署や学校の関係者で構成する検討委員会を設置し、地域展開に向けた推進計画（方針等）を作成するとともに、教職員・生徒・保護者に対して情報を発信し理解を図ることとしている。令和8年2月時点で検討委員会は34市町村が設置済であり、推進計画は26市町村が策定済となっている。

② 地域スポーツクラブへの加入生徒数

県教育委員会による「運動部活動調査」では、地域スポーツクラブへの加入生徒数が男子2,228人、女子1,142人となっており、加入生徒数は年々増加し、学年が下がるにつれて加入率が高くなっている。

③ 中学校体育連盟への地域クラブ登録申請数

青森県中学校体育連盟への聞き取り調査では、令和7年度は174団体の地域クラブの登録申請となっており、令和5年度から毎年50団体程度増加している。



4 青森県における部活動の地域展開の必要性

運動部活動については、3の(2)に記載したとおり、県内においても少子化に伴い、部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでいる。この中で、団体競技の部活動数の減少が大きくなる傾向にあるのは、少子化を主因としながらも、大会や練習において一定の活動人数が必要である競技特性も一因と考えられる。この状況は年々、生徒のニーズに応じた活動を実施することが困難となってきたと言わざるを得ない。

また、文化部活動についても、3の(3)に記載したとおり、加入する生徒数の減少が進んでおり、特に、吹奏楽部等の団体活動については、生徒のニーズに応じた活動を実施することが困難となってきた。

これらのことから、本県においても、今後更に少子化が進むことが見込まれる中、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、部活動の地域展開を推進していく必要がある。

5 休日の部活動の地域展開に係る青森県教育委員会のこれまでの取組

- (1) 県教育委員会では、平成31年度から学校における運動部活動推進事業に取り組み、児童生徒のスポーツ活動及び部活動の指導体制の充実を目的に、運動部活動の指導者をはじめ、学校管理職、各種教育団体等を対象に「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、令和2年度から中学校における休日の部活動の段階的な地域展開について、情報発信をしている。
- (2) 令和3年度から国の委託事業を活用して、県立三本木高等学校附属中学校をモデル校として、休日の部活動の地域展開に向けて、それぞれの部活動において、展開する運営団体等及び指導者確保など、地域の実態に合わせた対策について実証事業に取り組んでいる。
- (3) 令和4年11月から各市町村の担当者等を対象に「地域クラブ活動推進に関する市町村担当者協議会」を毎年開催し、国や県及び各地域の取組状況等について情報共有を図るとともに、それぞれの地域における課題を協議している。
- (4) 地域クラブ活動における指導者を確保するための人材バンクを運用しており、県内各大学、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブへ人材バンク登録への協力を依頼するとともに、県の広報媒体を活用して県民に広く周知している。
- (5) 地域クラブ活動体制整備事業を活用し、運営団体・実施主体の整備や指導者の資質向上等に向けて市町村を支援している。
- (6) 県教育委員会内に総括コーディネーターを配置し、各市町村の課題の把握や課題解決に向けて市町村訪問や各地区の情報交換会を開催するなど、地域展開に向けた個別支援の充実に努めている。
- (7) 学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合のサービスの取扱いについて、各市町村においても適切な措置が取られるよう通知し、市町村担当者が参加する研修等でも各市町村へ働きかけている。 ※ 令和5年4月18日付けで各市町村へ通知

6 青森県における部活動の地域展開に係る今後の取組等

(1) 基本的な考え方

部活動の地域展開については、生徒や保護者の理解を得るためにも、県内の各市町村が足並みを揃えて進めていく必要がある。また、国が示す改革実行期間（令和8年度～令和13年度）においては、国の事業の活用などにより、各市町村の取組の支援が可能である。

更に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境を整えるとともに、生徒が休日を利用してより多様な活動に取り組むことができる環境を整えることが必要である。

これらのことから、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の振興と生徒の自主的・自発的な活動の充実が図られるようにするため、部活動の地域展開に取り組むものとする。

(2) 部活動の地域展開に向けた対応

① 青森県の目指す姿

全ての市町村において、改革推進期間（令和5年度～令和7年度）における検討や取組を更に進め、部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、改革実行期間（令和8年度～令和13年度）の前期（令和8年度～令和10年度）内に、原則、全ての部活動において休日の地域展開の実現を目指す。「前期」中、部活動を行う場合、教員の指導による活動は、休日は行わないことを基本とし、部活動指導員の配置や合同部活動等の「地域連携」に取り組む。部活動指導員の配置が難しい場合であっても、オフシーズン期間の休日は教員の指導による部活動は行わないなど、教員の働き方に留意する。

また、前期終了年度内には、それまでの期間における進捗状況等について中間評価を行い、後期（令和11年度～令和13年度）においてその結果を踏まえた取組を推進する。

なお、地理的な特殊事情など休日の地域展開の実施が困難な部活動についても、当面の対応として、部活動指導員等の配置や合同部活動等の地域連携の取組を推進する。併せて、部活動ごとの課題と必要な対策を整理し、地域展開に向けて引き続き検討する。

平日の地域展開については、国の取組状況等を参考としながら、可能な部活動から改革実行期間において実現を目指す。

※ 部活動の実施に当たっては、休日に部活動を行わない場合においても、平日は少なくとも1日の休養日を設定する。

（学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針：青森県教育委員会）

② 令和8年度～令和13年度の取組

ア 県の取組

- (ア) 「地域クラブ活動推進に関する市町村担当者協議会」を開催し、国の動向や他県の先進事例、各市町村における取組状況や課題検討の実施方法等について情報共有を図るなど、各市町村の取組を支援する。
- (イ) 地域クラブ活動における指導者を確保するための人材バンクを運用するとともに、地域クラブ活動体制推進事業により、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の資質向上等に向けて市町村を支援する。
- (ウ) 県立三本木高等学校附属中学校の部活動の地域展開に向け、地域クラブ活動の体制整備についての実践研究に取り組み、全ての部活動において平日の部活動の地域展開への検討と取組を進める。
- (エ) 総括コーディネーターを配置し、市町村や関係団体等との連絡調整、広域連携の取組に向けた連絡調整、情報交換会の機会の確保等により、地域展開に向けた市町村への個別支援の充実を図る。
- (オ) 指導者の資質向上に向けた研修を実施するとともに、大会等への円滑な参加に向けて県中学校体育連盟や県中学校文化連盟と情報を共有するなど、連携を図る。
- (カ) 改革実行期間前期終了年度内に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施する。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

イ 市町村及び学校の取組

(ア) 推進計画（方針等）の策定

市町村は、部活動の地域展開に向け、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者で構成する検討委員会を設置する。

検討委員会では、各学校における部活動の地域展開に向けて、指導者の確保や受け皿となる運営団体等の有無などの実態を把握するとともに、地域の関係団体等と連携して、県の推進計画を参考に、地域展開に向けた推進計画（方針等）を作成する。また、必要に応じて推進計画を見直す。

(イ) 共通理解を図るための情報発信

(ア) の推進計画（方針等）について、市町村は学校とともに、教職員、生徒・保護者、地域に対して、説明会等の実施などにより、情報を発信し理解を図る。

(ウ) 地域展開に係る検討

市町村は学校とともに、各学校における部活動ごとに、地域スポーツ・文化芸術等関係団体の協力を得ながら地域展開に向けて指導者を含めた受け皿となる運営団体等について検討し、部活動の地域展開に係る課題と対策を整理する。

(エ) 地域展開等の開始

市町村は学校とともに、改革推進期間（令和5年度～令和7年度）における検討や取組を更に進め、部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、改革実行期間（令和8年度～令和13年度）の前期（令和8年度～令和10年度）内に、原則、全ての部活動において休日の地域展開の実現を目指す。「前期」中、

部活動を行う場合は、教員の指導による活動は、休日は行わないことを基本とし、部活動指導員の配置や合同部活動等の「地域連携」に取り組む。部活動指導員の配置が難しい場合であっても、オフシーズン期間の休日は教員の指導による部活動は行わないなど、教員の働き方に留意する。

また、前期終了年度内には、それまでの期間における進捗状況等について中間評価を行い、後期（令和 11 年度～令和 13 年度）においてその結果を踏まえた取組を推進する。

なお、地理的な特殊事情など休日の地域展開が困難な部活動についても、当面の対応として、部活動指導員等の積極的な配置を進める。また、多様な活動を実施することや他年代の活動に参加できる体制づくりを含めた合同部活動や地域連携の方法を検討する。その上で、引き続き、地域展開に向けた課題の解消方策について検討する。

平日の地域展開については、国の取組状況等を参考としながら、可能な部活動から改革実行期間において実現を目指す。

（オ）地域クラブ活動の認定等

国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、各市町村において認定を行う仕組みを構築し、地域クラブ活動の認定を行うとともに、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施する。

※ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）及び添付資料（文部科学省 令和 7 年 12 月 22 日付）を参照

（カ）経済的困窮世帯への支援

経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブ活動に参加する場合は、参加に係る費用の支援方策について国の動向を確認するとともに、検討を進める。

(3) 取組スケジュール

	～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中間 評価	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本的な 考え方	持続可能なスポーツ・文化芸術の振興と生徒の自主的・自発的な活動の充実を図るため 全ての生徒が生徒にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境を整える 生徒が休日を利用してより多様な活動に取り組むことができる環境を整える							
目指す姿	○可能な部活動から地域移行 ○地域連携の取組を検討 ○部活動ごとの課題と対策を整理		○改革実行期間(前期) 原則、全て部活動において休日の地域展開 の実現を目指す ※可能な限り前倒しで進めることが望ましい			○改革実行期間(後期) 中間評価を踏まえ、更なる改革を推進 ※可能な限り前倒しで進めることが望ましい		
県	地域移行推進会議の設置 推進計画の作成							
		公立中学校における部活動の地域展開に向けた担当者協議会の開催						
		地域クラブ活動体制推進事業による市町村への支援						
	人材バンクの構築・運用	人材バンクの運用、指導者の資質向上等による市町村への支援						
		関係団体（スポーツ・文化芸術団体等）との連携による市町村への支援						
市町村・ 学校	検討委員会の設置 計画（方針等）の策定	確実に設置・策定 （見直し）	全部活動での検討 関係団体等の協力のもと、地域クラブ活動の体制整備 課題と対策の整理、課題の解消方策について検討					
	説明会の実施 （教職員、保護者・生徒及び地域）							
	休日の部活動の地域展開の開始 合同部活動等の地域連携を検討	休日の地域展開を実現を目指す				中間評価を踏まえた取組を推進		
		平日の地域展開の実現を目指す						
	地域クラブ活動の認定制度							
		地域クラブ活動の認定						
地域 スポーツ 芸術文化 等 関係団体	（協力の例）							
	人材バンクへの登録、指導者研修会の実施、地域クラブ活動体制整備							
	部活動の地域展開に向けた地域クラブ活動への協力・参画							
	地域クラブ活動の組織運営							

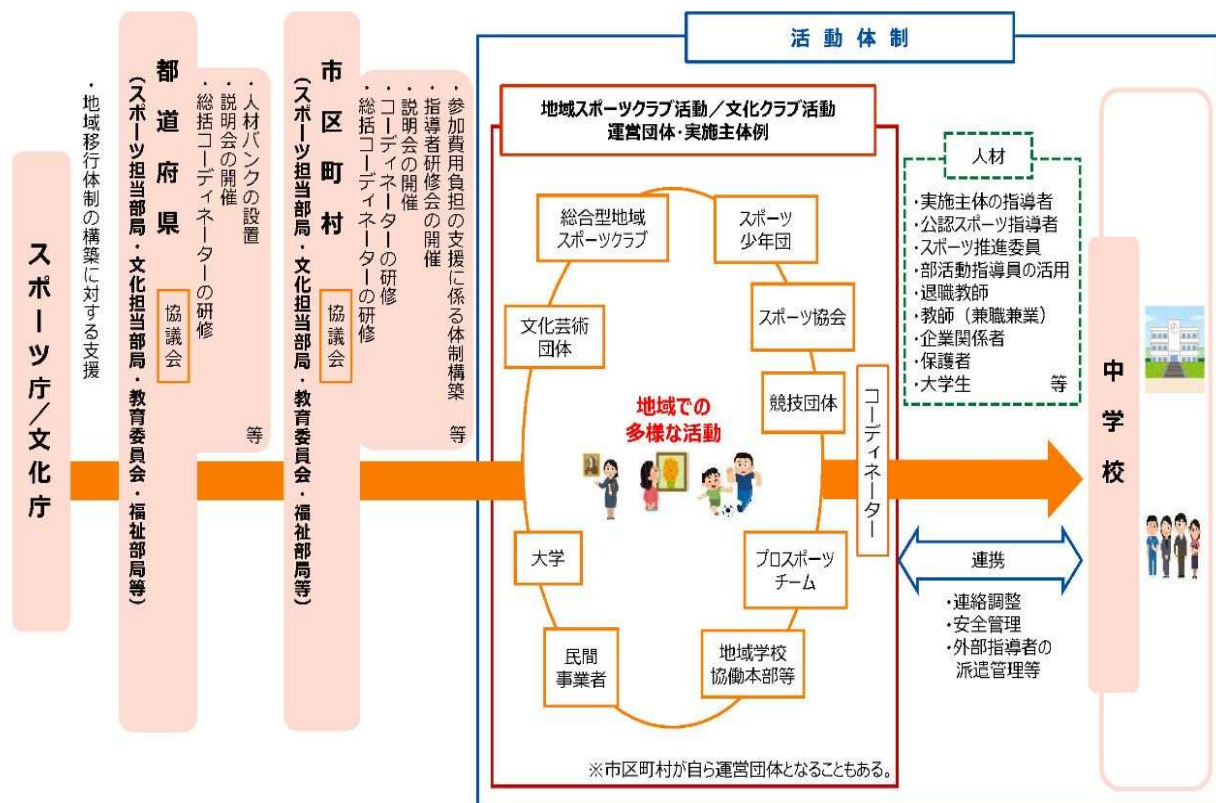
7 その他 (想定される課題と対応策について)

課題	対策
保護者の会費等負担が増加	・ 学校の設置者は、学校を練習会場として使用できるようにする（学校の施設開放のための利用規程等ルールを定める）。 ・ 部活動と用具を併用することで、新たな物品等の購入を控える。 ・ 学校の設置者は、公共施設を利用する場合の減免措置の弾力的運用等について検討する。 ※ 地域クラブ活動に関する認定制度
活動会場の変更による、保護者の送迎等負担の増加	・ 学校の設置者は、スクールバス等の活用ができるようにする。 ・ 学校を会場として使用できる日に限定して活動する。 ・ 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動を実施する。
受け皿となる地域クラブ活動等の確保	・ 市町村教育委員会や担当部局で地域クラブ活動を立ち上げる。 ・ 学校や市町村をまたいで、同じスポーツ・文化芸術活動の地域クラブ活動を検討する。 ・ 小学校のスポーツ少年団の対象を中学生まで広げる。 ・ 学校の設置者は、中体連等と競技団体等が連携して、地域クラブ活動として立ち上げる。 ・ 総合型地域スポーツクラブ等を活用する。
指導者の確保	・ 人材バンクを活用する。 ・ 指導を望む教職員が兼職兼業等により指導する。 ・ 大学生（短大生を含む）を活用する。
指導者の資質向上	・ 指導者への研修を実施する。 ・ 公認スポーツ指導者資格等の取得促進等
平日と休日等で指導者が変わること で指導方針が異なるなどして生徒が混乱	・ 平日に部活動を指導していた部活動指導員や外部コーチが休日の指導に当たる。 ・ 年間を通じて全ての活動を実施するのではなく、回数や日数をあらかじめ決めて、体験教室の形で段階的に実施する。 ・ 部活動と地域クラブ活動の指導者が、定期的に指導方針等について共通認識を図る。
活動時の怪我・事故	・ スポーツ振興センターの対象とならないため、スポーツ安全協会の保険に加入する。
財政基盤の整備	・ 活動の維持や運営に必要な適切な額の参加費等を設定する。 ・ 協賛企業の獲得、ふるさと納税等、多様な方法により財源を確保する。

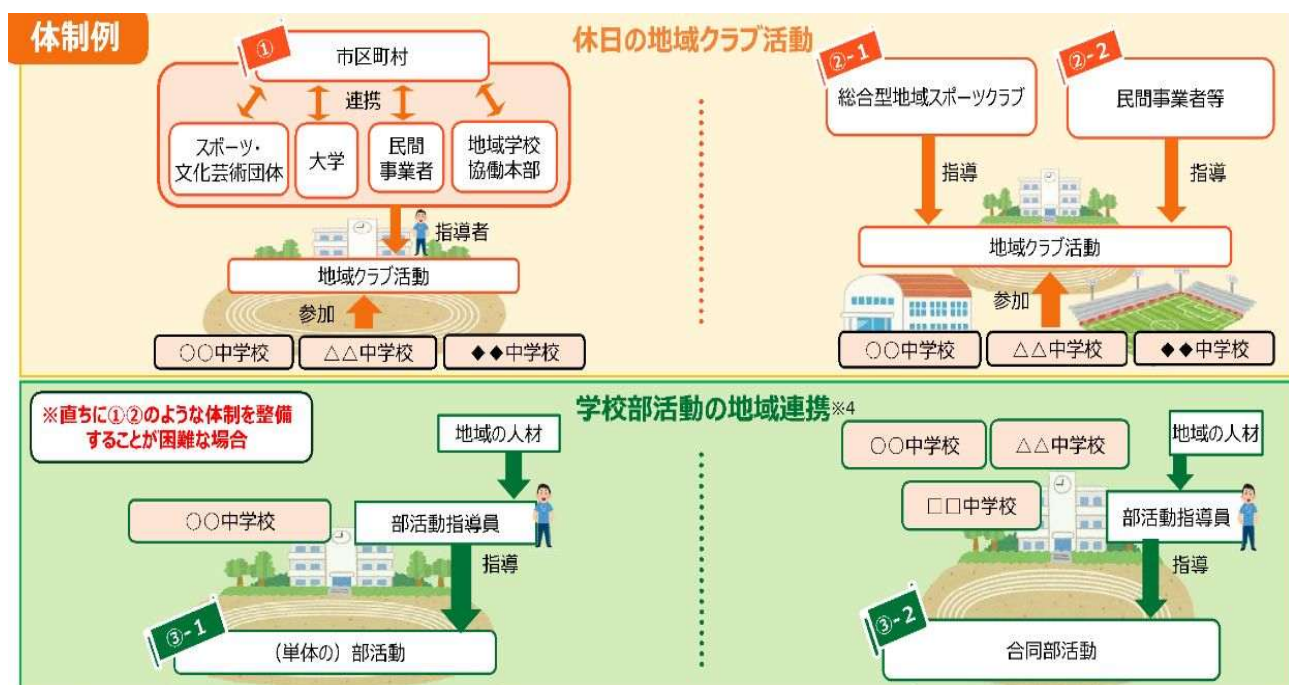
運營業務の負担軽減と効率化	・ 地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告などはＩＣＴ（コミュニケーションアプリ等）を活用する。
活動場所の確保	・ 学校施設や学校備品等の活用に関する規程を整備する。 ・ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースを確保する。 ・ ＩＣＴの活用による予約システムを構築する。 ・ 予約システムと連動したスマートロック等を導入する。
生徒の地域クラブ活動への参加促進	・ 小学校高学年や中学生等を対象とした体験会を開催する。 ・ 入学説明会などの機会を活用し、地域クラブ活動等を周知する。 ・ ポータルサイトやアプリなどにより、地域クラブ活動に関して一元的に情報提供する。

8 参考資料等

○ 国が示す活動体制のイメージ



○ 国が示す地域クラブ活動の例



※4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

- 部活動改革ポータルサイト
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
 (令和7年5月)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

- 令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和7年8月スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_oripara-000028260_01.pdf

- 「令和6年度 文化庁活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事例集
 (令和7年7月文化庁)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月スポーツ庁・文化庁）
 ＜運動部＞
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_05.pdf
 ＜文化部＞
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_06.pdf

- 「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP（地方公共団体等を対象としたワンストップ相談窓口）
<https://sports-club-advisor.jp/>

- 教師等の兼職兼業について（通知、手引きなど）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf